

# 困った時の相談窓口

【丹波篠山市内】

相談の内容	相談窓口	電話	時間	その他
人権相談 女性のための悩み相談	人権推進課 (第2庁舎 1階)	552-6926	9:00~17:00	身近な相談窓口として、人権や生活上のさまざまな相談をお聞きます。必要に応じて関係機関へつなぎます。 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
総合生活相談	畑ふれあい館	552-4401	9:00~17:00	
	日置ふれあい館	556-2850		
	西紀ふれあい館	593-0093		
	味間ふれあい館	594-1003		
	古市ふれあい館	594-1001		
ふくし総合相談窓口	長寿福祉課 社会福祉課	554-2511	8:30~17:15	どこに相談すれば良いのかわからない等、どんなささいなことでも結構です

【兵庫県男女共同参画センター】

種類	相談方法	電話番号等	実施日時
女性のためのなやみ相談 (女性カウンセラー)	電話(直通)	078-360-8551	月～土曜日 9:30~12:00 13:00~16:30
	面接(要予約)	078-360-8554	月～金曜日 11:00~18:40 土曜日 9:20~16:50
法律相談(女性弁護士)	面接のみ※なやみ相談(面接)後に予約		毎月 第2水曜日(原則)
男性のための相談 (男性臨床心理士)	電話	078-360-8553	毎月第1・3火曜日 17:00~19:00
女性のためのチャレンジ相談 (女性社会保険労務士等)	電話・面接(要予約)	078-360-8554	毎月第1~4木曜日 10:00~13:00
情報相談(情報アドバイザー)	電話(直通)	078-360-8557	月～土曜日 9:00~17:00
不妊・不育専門相談 (助産師等)	電話(直通)	078-360-1388	毎月第1・3土曜日 10:00~16:00
	面接(要予約)	078-362-3250	毎月第2土曜日 14:00~17:00
思いがけない妊娠(SOS) (助産師等)	電話(直通)	078-351-3400	月曜日と金曜日 10:00~16:00
	メール相談 <a href="http://ninshinsos-sodan.com">http://ninshinsos-sodan.com</a>		随時受け付け 返信は原則として1週間以内

【その他(DV等)】

相談先	電話番号	実施日時等
兵庫県立女性家庭センター (兵庫県配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	毎日9:00~21:00 緊急時は24時間対応しています
兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	毎日 24時間
神戸地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15

【問い合わせ先】

丹波篠山市市民生活部人権推進課  
電話番号：079-552-6926 FAX：079-554-2332  
Eメール：jinken\_div@city.sasayama.hyogo.jp

丹波篠山市男女共同参画センター情報紙

# フィフティだより

～一人ひとりが輝く社会をめざして～

第45号 令和元年10月

TambaSasayama City  
Gender Equality Center



【発行】  
〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41  
丹波篠山市役所第2庁舎1階  
市民生活部人権推進課  
電話：079-552-6926  
FAX：079-554-2332

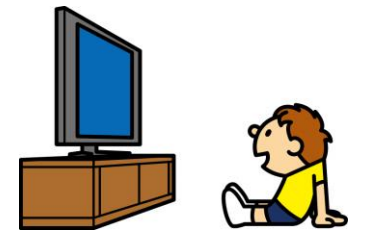
## 男女共同参画研修会を開催しました

7月5日(金)、小川 真知子さん(NPO法人SEAN 理事長)を講師に迎え  
【「男女共同参画社会の生き方」～CMを見ながら考えてみませんか?～】という  
テーマでお話しいただきました。

私たちの気持ちの中には過去の習慣や経験、周囲の環境等で無意識の偏見や思い込み  
が入っています。

国や時代によって性別役割分業(男は仕事・女は家庭と仕事)、性別役割意識(期待される  
行動・規範)である性格・衣装・髪型・しぐさ・言葉などの「らしさ」があり、それが  
性別に振り分けられます。しかし、男性と女性の一番大きな違いは女性しか妊娠できない  
ということ、保育士として働いたり家事や子育ての好きな男性がおられたり、トラ  
ックの運転手をしたり、力持ちの女性もおられることと思います。

次に昭和と平成のCMを比べてみました。昔は洗濯を  
している女性や台所で片付けをしている女性が主役で  
したが、今は男性が普通に料理を作ったり洗濯をしたりし  
ているCMをよく見るようになってきました。男女雇用  
機会均等法、男女共同参画社会基本法が施行されて世間の意  
識もCM製作者の意識も社会も変わってきたと思います。



これから子や孫たちと一緒にテレビを見ていておかしいと思ったことは「あのテレビ  
おかしいこと言うってやな」と伝えていただきたいです。そうすることが子や孫を間  
違った思い込みや刷り込みから守ることにつながります。

40代ぐらいまでの男性の家事の三大は「ゴミ出し」「風呂掃除」「皿洗  
い」だそうです。「ゴミ出し」は男性が朝一番に家を出るから、「風呂  
掃除」は最後にお風呂に入るからです。男性が長時間働いていること  
の証です。要するに男性を責めているのではなく、男も女も、家事も  
育児も仕事もできるような社会を作っていこうというのが男女共同参  
画社会だと思います。

たくさんお話を聞かせていただき、何気なく見ていたり聞いて  
いたりするテレビやラジオ、インターネットですが、これからは  
様々な情報を無防備に信用するのではなく、「ほんまかいな」と疑  
いながら、自分自身で見極めていきたいと思っています。





# 第9期丹波篠山市女性委員会

8月5日、活動のまとめとして「『第9期丹波篠山市女性委員会提言報告書』～これからも続く美しい『丹波篠山市』のために～」が市長に提出されました。

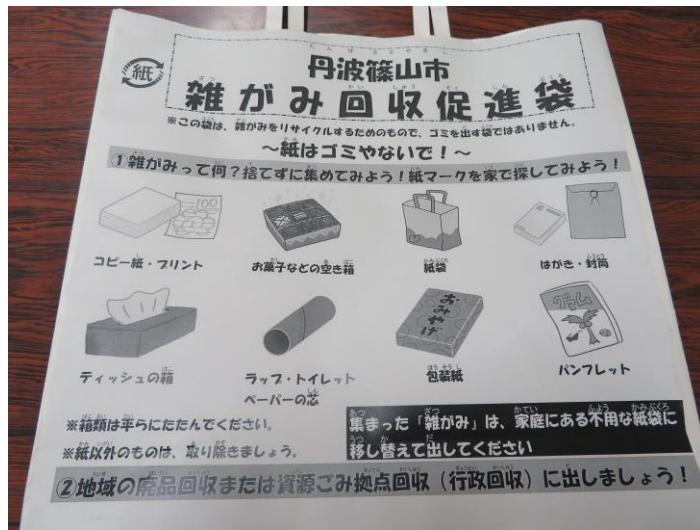
提言内容は、環境問題への取り組みとして、「可燃ごみの減量化のため、分別の実践について市民に広めること」および「ゴミの分別ルールを市民全体にさらに分かりやすくすること」の2点です。



まず、「ごみの減量化」について、雑がみは可燃ごみに混ざっている可能性が高くまだまだ分別が徹底されているとは言えない状況なので「雑がみ回収促進袋」を作成する。また、市内の子どもたちや高齢者に「雑がみ」の説明とともに配布をするということです。

次にゴミ分別ルールについては、丹波篠山市には750人以上の外国の方が住んでおられるので、その方々にも分別ルールをさらに分かってもらえるように、現在の4種類のゴミ袋を、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語の6か国語で注意書きを入れたものにする、というものです。

※ 「雑がみ」とは、お菓子などの空き箱や包装紙、紙袋等いろんな紙製品のことで。



最後に提言書は【「この提言をするにあたり、女性であり、母である感覚を大切にしました。丹波篠山市民として、そしてこれからもここで生きていく者として、『これからも続く美しい丹波篠山市』を想像し、未来の自分と家族がよりよく生きていくことを目標にする中で、この提言報告書の内容に至りました。」】と結ばれています。



一人ひとりがゴミを減らし、丹波篠山市の青空と緑豊かな環境を守るために、今からできることに取り組んでいきたいと思ひます。



# 考えてみましょう 言葉と表現

ふだん何気なく使っている言葉や表現の中には、男性中心とした社会の仕組みや男女の役割分担意識が反映しているものがあります。また、女性を例外的な存在として平等に扱っていないような不適切な表現もあるように思います。



不必要に性別を強調しないで、固定的なイメージに縛られない豊かな言葉や表現を考えてみましょう。

見直したい表現	望ましい表現	理由
主人・旦那・亭主 奥さん・家内	夫・妻・つれあい・ 配偶者・パートナー	男性が主で女性を従と捉え、女性は家の中において補佐的な役割をするというイメージを形成しています
内助の功・女房役	協力・補佐役	
良妻賢母、貞淑、才女、 未亡人	男性に対で使う言葉 がない場合、原則と して使用しない	女性に対する表現のみで、男性にはない表現の場合、女性に対する蔑視や偏見が含まれていることがあります
男勝り、男顔負けの、女 だてら、女(男)のくせに、 女々しい、女の浅知恵	使用しない	たとえほめ言葉であっても、女性が男性より劣っていること前提とした表現です
女子社員・女医・女教師・ 女子アナ・女性弁護士・ 女流作家	会社員・医師・教師・ アナウンサー・ 弁護士・作家	女性の場合にだけ職業名の前に「女性～」とつけることにより性別を強調したり特別視したりすることにつながります
美人秘書・美人○○	秘書・○○	女性の容姿を強調し、性差別的な見方に基づいた表現で。
保母・保父 看護婦・看護師 保健婦・保健士	保育士 看護師 保健師	性別を限定する表現であったため、法律が改正され、両性が使用できる名称に変更されました

※ 参考出典：古賀市「男女共同参画の視点から広報物における表現のガイドライン」  
刈谷市「男女共同参画の視点からの広報ガイドライン」

日常使っている言葉は急にえられるものではありません。女性が聞いても、男性が聞いても、違和感のない、不快な思いをしない言葉を使うように、普段から意識して会話しましょう。



## 【全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間】

夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題について電話相談に応じます。

相談電話番号 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)  
日 時 令和元年11月18日(月)～11月22日(金)  
午前8時30分～午後7時まで ※時間延長  
令和元年11月23日(土)・11月24日(日)  
午前10時から午後5時まで ※閉庁日に対応

担当者 人権擁護委員、法務局職員  
相談方法 電話相談のみ。無料。秘密厳守。  
問合せ先 神戸地方法務局人権擁護課  
TEL 078-392-1821 (内線345)

